

いじめ防止と学校運営の基本

本校には、校訓“成徳”の精神が学校運営に脈々と受け継がれてきている。つまり、一人一人には、その人のすばらしさが必ず具わっている。「それを見つけよう。それを磨こう。それを育てよう。」ということであり、この精神をまず教職員が、そして児童が理解し実践することで、いじめのない学校・いじめを許さない指示的風土のある学校づくりができるはずである。さらに、学校に対して協力的な保護者・地域もいじめ予防・撲滅の支援者であり、校内体制の充実と外部との連携を軸に取り組んでいく。

1 いじめとは

◎児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 平成25)

※被害者の視点で見ることが大切。被害者に原因を求めない。

2 未然防止に努める

- ◎教育活動全体を通じて、命や人権を大切にすることを育てる。
- ◎自分がかけがえのない存在であることを実感させる。
- ◎様々な集団をとおして、多様なものの見方や考え方を身につけさせると共に、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。
 - ・『命の大切さを実感させる教育プログラム』等の活用
 - ・「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の充実
 - ・「いじめを許さない人権教育教材」等を活用した人権教育の充実

※いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」子どもを育てる指導を徹底する。

3 積極的な認知

- ◎日ごろから、教職員と児童の好ましい人間関係の構築に努める。
- ◎いじめは教職員や大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、絶対に見逃さない。
- ◎教育相談やアンケート調査、チェックリストによる観察等、いじめ発見のための具体的な取組を定期的実施する。

※いじめの兆候を見逃さないことと、積極的な情報収集に日々努める。

4 早期発見・早期対応

- ◎「いじめ」または「いじめの疑い」の情報をキャッチしたら、直ぐに関係者で情報を共有する。
 - ◎「いじめを受けている子」「いじめを受けている子の保護者」の話をじっくりと聞き、その気持ちに十分に寄り添う。
 - ◎いじめ解消のあと、必ず学校・学級の課題を点検し、絶対に再発させない体制を学校全体で構築する。
- ※担任一人で抱え込まず、すぐに、組織であたることを対応の基本とする。

5 ネット上のいじめへの対応

- ◎ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもへの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
 - ◎学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。
 - ◎書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - ◎学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。
- ※家庭に対して、持たせない指導の呼びかけをしつつ、適切な使い方、禍害・被害防止について、啓発をすすめる。(教育講演会の実施)

6 いじめ問題に取り組む体制の整備

- ◎校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。
- ◎いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

7 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ◎いじめを認知した場合は、直ぐに管理職に報告し、学校として対応する。
- ◎校長はいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。
- ◎いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

◎いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

※いじめ事案に対して、教頭は情報を収集し時系列で記録に残す。

8 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

◎学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。また、状況に応じて、学校支援チームや朝来市いじめ防止対策委員会の助言や支援を受ける。

◎地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。(市教委主導)

◎いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

※定期的に交通安全指導教室を開催するなど警察官等が、児童を直接指導する機会を設け「顔の見える連携」を行う。

9 教職員の研修の充実

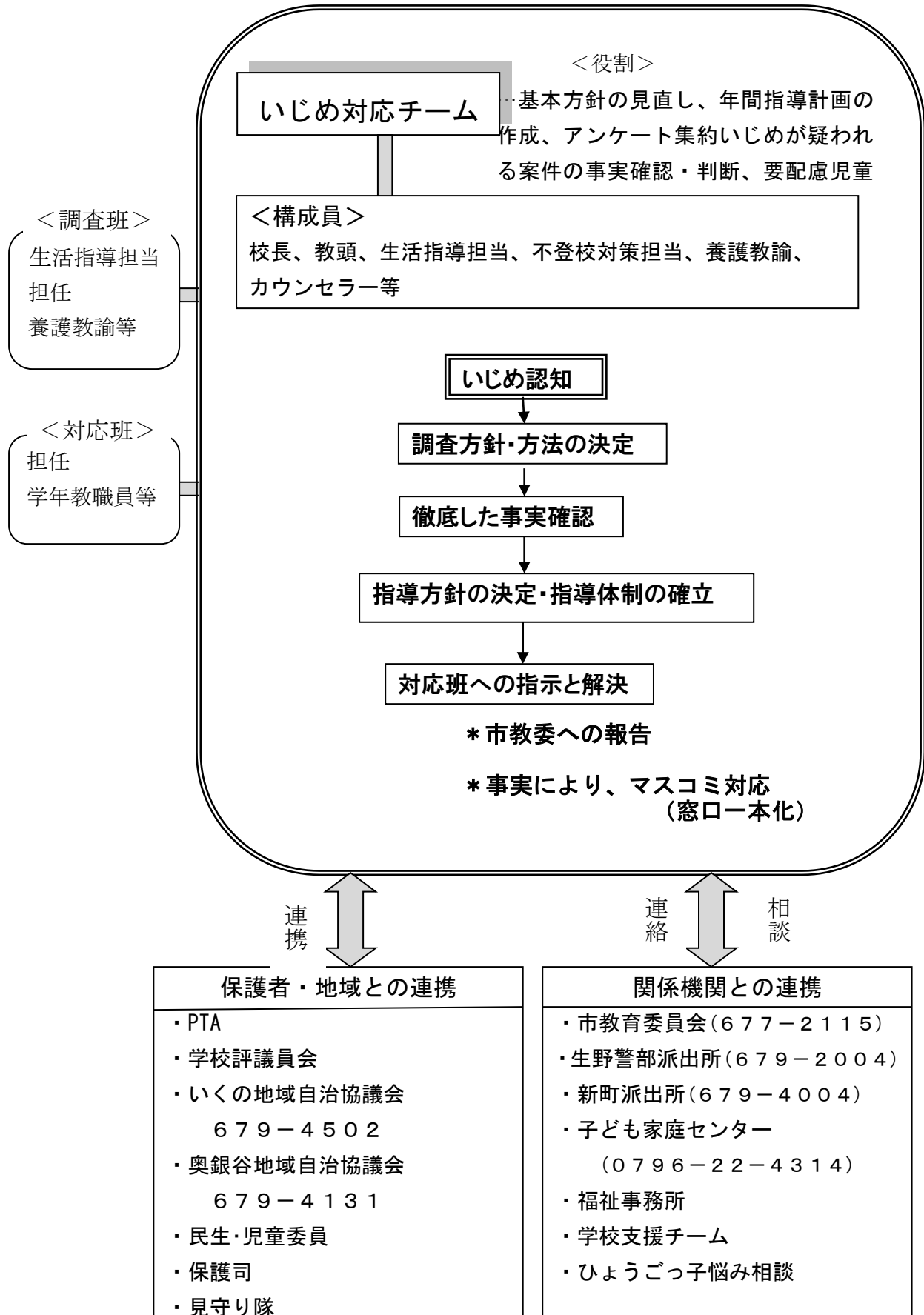
◎「いじめ対応マニュアル」及び、本基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

◎教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーや外部機関等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

◎体罰は、児童の健全な『成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「NO！体罰」等を活用した研修を実施する。

※初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう配慮する。

組織的対応



10 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	家庭・地域等の連携
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	こども園・中学校との情報交換		家庭訪問
		学級づくり		地域行事参加
5月	子どもを語る会	職員研修会「いじめ対応マ ニュアル」等の活用	早期発見チェックリスト	学級懇談会
		小中連携全体会		学校便りによる啓発
		小中連絡会		
6月			個人面談	学級懇談会
		学校評議員会①	元気！元気！生野っ子アンケート	
7月	子どもを語る会	人権学習	個別懇談	教育相談
		「NO！体罰」等の研修		
8月		中学校との情報交換		子どもの見守り活動
		カウンセリングマインド研修		地域行事参加
9月	子どもを語る会			
10月			早期発見チェックリスト	地域行事参加
				子どもの見守り活動
11月	子どもを語る会	人権学習	オープンスクール	児童虐待防止月間
		学校評議員会②		
12月	子どもを語る会		ネット犯罪防止講演会	ネット犯罪防止講演会
			個別懇談	人権週間 教育相談
1月				
2月	子どもを語る会		元気！元気！生野っ子アンケート	保護者アンケート
		人権学習 学校評議員会③	オープンスクール	
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ			地域行事参加
		中学校との情報交換		子どもの見守り活動

事
案
発
生
時

い
じ
め
対
策
委
員
会

職
員
会
議

11 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教師に見えないように消しゴムなげやメモ渡しなどをしている
- 交換日記等で友だちについてのやりとり等をしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

○授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教師の近くにいたがる
- 教師がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

○昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 他の子どもの席から離れている
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

○清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人だけ離れて掃除をしている

○その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服が汚されたり、ボタンやポケットが破れたりしている
- 不自然なすり傷やあざがある
- お金を貸したりおごったりしている
- けがなどの状況と本人の言う理由が一致しない

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教師の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教師によって態度を変える
- 教師の指導を素直に受け入れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもにきつい言葉をつかう
- 他の子どもに対して威嚇する表情や態度をとる

4月実施 保護者配付チェック票

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会座長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がでない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」もしかしてと思ったら…

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

悩んでいる
子どもの気持ちに
手をさしのべて
あげてください。



ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル **0570-0-78310** (なやみ言おう)
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

政府広報 | 文部科学省